

地域包括診療料等の見直し

地域包括診療料等の見直し

- かかりつけ医機能を推進する観点から、医師の配置基準の緩和と在宅への移行実績を評価

現行	改定後
【地域包括診療料等】	【地域包括診療料等】
地域包括診療料 1,503点	(新) <u>地域包括診療料1</u> 1,560点 ←
認知症地域包括診療料 1,515点	地域包括診療料2 1,503点
	(新) <u>認知症地域包括診療料1</u> 1,580点 ←
	認知症地域包括診療料2 1,515点
[施設基準(抜粋)]	[施設基準(抜粋)]
以下の全ての要件を満たしていること。	(1) 診療料については、以下の全ての要件を満たしていること。
ア 診療所の場合	ア 診療所の場合
(イ) 時間外対応加算1の届出	(イ) 時間外対応加算1の届出
(ロ) <u>常勤医師2名</u> 以上の配置	(ロ) <u>常勤換算2名以上の医師の配置、うち常勤医師が1名以上</u>
(ハ) 在宅療養支援診療所	(ハ) 在宅療養支援診療所
イ 病院の場合	イ 病院の場合
(イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出	(イ) 地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていること。
(ロ) 在宅療養支援病院の届出	(ロ) 在宅療養支援病院の届出を行っていること。
	(2) <u>診療料1を算定する場合には、外来中心の医療機関であり、当該医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が10人以上であること。</u>

小児かかりつけ診療料の見直し

- 小児科医師の負担を軽減し、一層の普及を図る観点から、在宅当番医制等により地域における夜間・休日の小児科外来診療に定期的に協力する常勤小児科医が配置された医療機関について、時間外の相談対応について、地域の在宅当番医等を案内することでもよいこととする。